

## 平成23年度大阪大学「海外旅行傷害保険料補助制度」募集要項

### 1. 趣旨・目的

本学の国際交流のさらなる発展のためには、海外からの留学生受入れとともに、本学学生が積極的に海外の大学に留学することが肝要である。

本制度は、本学の学生交流協定校に留学する学部学生に対し、海外旅行傷害保険料を大阪大学育友会経費より補助するものである。

### 2. 応募資格・条件

- 1) 本学の学部課程に在学する正規生（外国人留学生を含む）で、人物・学業成績が優秀であり、明確な留学目的を有する者
- 2) 本学と大学間もしくは部局間の学生交流協定（覚書）を締結している海外の大学等に、3か月以上1年間以内の期間、交換留学生として留学する者
- 3) 平成23年1月から平成24年3月の間に留学を開始する（した）者
- 4) 海外留学に関連する他の奨学金・助成金等（貸与型を除く）を受給しない者

### 3. 補助内容

留学期間（大学が認めた派遣期間）に対応する保険料分（上限8万円）を10名程度に支給する。

※予算の都合により補助内容に変更もあり得る。

### 4. 応募方法

別紙の補助申請書（振込依頼書）に、本人名義の振込先金融機関の通帳（写）、派遣先大学等の受入許可書（写）、海外旅行傷害保険料の保険契約書（写）及び領収書（写）を添え、所属学部の教務担当係を通じて、平成24年2月17日（金）までに国際交流オフィス学生交流推進課に提出すること。

**※所属学部の締切は、上記期日より早めに設定されるため、各自必ず確認すること。**

なお、部局間協定校への交換留学生について、受入許可書に留学期間が明記されていない場合は本学が認めた派遣期間が明記された書類（写）、受入許可書が英語以外の言語により記載されている場合はその日本語訳を別途提出すること。

### 5. 振込通知

平成24年3月中（予定）に大阪大学育友会より振込まれる。

なお、採択および助成額の通知については、銀行振込をもって代えるものとする。また、銀行振込手数料は応募者負担とする。